

国民健康保険被保険者証(保険証)・ 限度額適用認定証等を更新します

令和5年8月1日から国民健康保険被保険者証(保険証)・限度額適用認定証等が新しくなります。保険証は、7月中旬に世帯主宛てに郵送します。8月以降は、新しい保険証を使用してください。なお、有効期限の切れた保険証は、ハサミ等で細断してから破棄してください。

保険証の更新

- ・有効期限は、原則「令和6年7月31日」です。
- ・社会保険等に加入したときは、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。国民健康保険の保険証、新しい社会保険等の保険証、窓口に来られる方の本人確認ができるもの、世帯主と対象者の個人番号(マイナンバー)がわかるものを持参のうえ、医療保険課または各支所で手続きをしてください。

限度額適用認定証等の更新

8月以降も「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が必要な場合は、再度申請を行う必要があります。ご希望の方は、国民健康保険の保険証、世帯主と対象者の個人番号(マイナンバー)がわかるものを持参のうえ医療保険課または各支所で手続きをしてください。

- ・住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院期間が91日以上の場合は、入院期間を確認できる書類(医療機関の領収書等)も持参してください。
- ・申請は随時受け付けますが、限度額適用認定証等が使えるのは原則申請した月の1日からです。
- ・70歳以上の方は、限度額適用認定証等の交付が必要のない場合もありますので、事前に医療保険課へお問い合わせください。
- ・郵送での手続きを希望される場合は医療保険課へご連絡ください。

問 医療保険課 国保G ☎52-1111 内線165/166

後期高齢者医療被保険者証を更新します

令和5年8月1日から後期高齢者医療被保険者証(保険証)が新しくなります。

保険証は7月中旬に郵送します。8月以降は新しい保険証を使用してください。なお、有効期限の切れた保険証は、ハサミ等で細断してから破棄してください。

「保険証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」が郵送される方

世帯全員が令和4年度と令和5年度どちらも住民税非課税の方

「保険証」と「限度額適用認定証」が郵送される方

※次のいずれにも該当する方

- (1)同一世帯に住民税課税所得145万円以上690万円未満の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方(一部負担金割合が3割となります。)
- (2)令和4年度に「限度額適用認定証」の交付を受けている方

「保険証」のみ郵送される方

上記のいずれにも該当しない方

問 医療保険課 医療・年金G

☎52-1111 内線165/166

文書館臨時休館のお知らせ

文書館は、館内燻蒸(害虫駆除)実施のため、臨時休館とします。

○臨時休館日 7月11日(火)～7月16日(日)

問 常陸大宮市文書館 ☎52-0571